



ほほえみ相談支援事業所より、体制加算のお知らせ



- ・ 行動障害支援加算
- ・ 要医療児者支援体制加算
- ・ 精神障害者支援体制加算

当事業所では、平成 31 年度 4 月から行動障害のある知的に障害のある方や医療的なケアを要する児童や障害者、精神科病院などに入院する精神障害者の方や地域において単身生活などを営む精神障害者の方に対して、適切な計画相談支援等を実施するために下記のとおり研修を終了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

平成 20 年度 鹿児島県行動援護従事者養成研修

平成 30 年度 鹿児島県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

令和元年度 精神障害者地域移行・地域定着推進研修